

業務継続計画について

～災害時における業務継続計画～

対策本部長：大橋玲

事務局長：島田敦子

BCP 発動基準について：当施設の周辺で震度5 弱以上の地震が観測された場合

解除基準について：業務が通常レベルに戻った場合

災害発生直後管理者が食事提供や排泄介助・服薬支援への影響確認を指示する。その情報を元に営業が出来るか判断する。

できないと判断した場合：施設が利用できないと判断したときは館山の施設を代替として使用する。人員に関しては不足

した場合他店舗からヘルプしてもらう。

電気・ガス・水道においては代替可能な資源が整っている。

ネットワークが使えない場合は手書きで記録し復旧し次第システムの利用を開始する。

～感染症発生時における業務継続計画～

対策本部長：大橋玲

事務局長：島田敦子

BCP 発動基準について：千葉県で感染症緊急事態宣言が発令されたとき

解除基準について：業務が通常レベルに戻った場合

感染症発生直後管理者が食事提供や排泄介助・服薬支援への影響確認を指示。その情報を元に営業が出来るか判断する。

できないと判断した場合：施設が利用できないと判断したときは千倉の施設を代替として使用する。人員に関しては不足

した場合他店舗からヘルプしてもらう。

～研修の実施について～

年に1 回 BCP について外部の動画を用いた研修を実施。その後当施設の BCP について読み合わせ・検討を実施。

令和6 年度実施状況：7 月に実施済み。